

3 相続税調査

1 21年分の相続税の申告・調査事績

東京局の平成21年（21年1月1日～12月31日）の相続税申告事績、21事務年度（21年7月～22年6月）の相続税調査事績。

申告事績については、21年中に亡くなった被相続人が21万8,454人（前年21万7,904人）で、このうち課税対象となった被相続人は1万4,482人（同1万5,235人）となり、課税割合については6.6%（同7.0%）と減少した。課税価格についても3兆7,297億円（同4兆1,275億円）となり、税額も5,343億円（同6,029億円）とそれぞれ減少した。非上場株式等の納税猶予の適用件数については25件（同10件）、猶予税額が5億円（同44億円）となった。

調査事績については、平成19年中及び20年中に生じた相続を中心に3,368件（前事務年度3,523件）の調査を実施。このうち申告漏れ等の非違件数は2,685件（同2,828件）で、非違割合は79.7%（同80.3%）となり微減している。一方、申告漏れ課税価格は1,033億円（同992億円）で、追徴税額も273億円（同259億円）とそれぞれ増加した。

海外資産関連事案については、調査件数が205件（同208件）と減少したが、非違件数は163件（同156件）、国内外の資産を合わせた申告漏れ課税価格については190億円（同135億円）と大幅に増加した。特に、海外資産に係る申告漏れ課税価格は75億円（同40億円）と前事務年度より2倍近く増加しており、全国の海外資産に係る申告漏れ課税価格91億円のうち80%以上を占めている。

無申告事案についても、調査件数は59件（同67件）と減少したものの、非違件数48件（同43件）、申告漏れ課税価格も84億円（同69億円）とそれぞれ増加して、追徴税額も11億円（同4億円）と前事務年度より3倍近く増加しました。

2 判例から適正処理を考える

事例 1 自社株売買

(1) 税務署処理

類似業種批准方式 11億9,800万円を相続財産に加算する更正処理。

(2) 納税者処理

相続財産ではなく総務部長の株式配当還元方式で1万3000株を652万円で売買。

(3) 判決

総務部長に経営参画の権利がなかったとはいえ、持株会以外に売却することも不可能でなかったことなどから、被相続人と総務部長との売買契約は有効に成立していると認定、株式は相続財産に含まれないと判断。

(4) 事件説明

A社会長であった被相続人から持株会への株式移転に関し、被相続人が生前に同社総務部長との間で売買契約を締結、相続開始後に持株会が設立され、総務部長から持株会へ株式が移転していることから、株式は相続開始時においては被相続人に帰属しているとされたことで争いとなっていたもの。

(5) 国税局見解

- ① 総務部長にはA社の経営に参与する権利や配当を受ける権利がなく、株式を投資することもできない。
- ② 自らの計算で買主としての義務を履行していない。

総務部長の借入についてはA社による700万円の定期預金の担保提供があること、返済のために役職手当として18万5,000円を支給していたことで、自己の計算において買主の義務を果たしていないとする国側の主張。

- ③ 当事者の真意は株式の所有権を最終的に総務部長に移転することになかったこと。

(6) 裁判所見解

- ① 総務部長はA社従業員で会社の意に反して議決権を行使することは困難な立場ではあるが、行使しなかったから直ちに議決権がないとはいえない。

株式は当時信託契約の対象でA社全株式に配当はなかったことなどから、配当の権利がなかったとはいえない。

652万円以上の価格で売却することが不可能ではなかったことが認められる。

- ② 総務部長の借入についてはA社による700万円の定期預金の担保提供があること、返済のために役職手当として18万5,000円を支給していたことで、自己の計算において買主の義務を果たしていないとする国側の主張に対しては、持株会を設立して円滑な事業承継を実現するために働いた総務部長に報いるためと認められ、経済的負担がかからないように配慮することは合理的である。
- ③ については、当事者の真意は最終的には持株会が株式を所有することで円滑な事業承継を図ろうというものと認められるとしたが、このことで総務部長が株式を取得したことを否定することはできない。

